

子育て短期支援事業（ショートステイ事業）の利用案内

お子さんを養育している保護者が疾病等により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合や、経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合に児童養護施設等で一定期間、養育・保護を行います。

1. 対象者 近江八幡市に居住する18歳未満の児童、または経済的問題等により緊急一時的に保護を必要とする母子
2. 利用要件 下記に該当する場合などで、(1)～(5)の事由により一時的に養育または保護が必要と認められたとき。

- ・児童の保護者の疾病などで入院が必要な場合
- ・育児疲れや育児不安など身体的や精神的に利用が望まれる場合
- ・事故や災害など家庭での養育が困難な場合
- ・経済的問題等により緊急一時的に保護が必要な場合（母子のみ） など

- (1)児童虐待に発展する可能性が高い等、緊急度が高いとき。
- (2)育児に対する不安感又は負担感が高く、保護者に精神的な支援が必要なとき。
- (3)配偶者、親族等からの支援が真に受けられないとき。
- (4)児童虐待につながる状況が疑われるなど、総合的に考え、支援が必要なとき。
- (5)母子保護の場合は、現に経済的問題を有し、健康状態を損なう可能性が極めて高いとき。

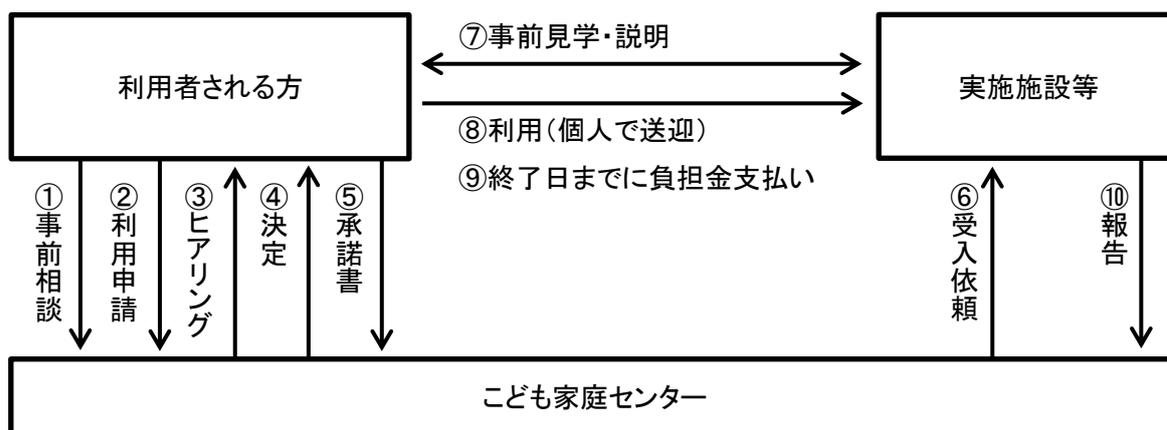
3. 利用期間 7日（6泊7日）以内
4. 利用施設 児童養護施設、母子生活支援施設
5. 利用料金

年齢区分	日額単価	負担者区分（1人1日当たりの金額）					
		生活保護世帯及び住民税非課税のひとり親世帯		住民税非課税世帯及び住民税課税のひとり親世帯		その他の世帯	
		保護者負担額	市負担額	保護者負担額	市負担額	保護者負担額	市負担額
2歳未満児	10,700円	0円	10,700円	2,150円	8,550円	5,350円	5,350円
2歳以上児	5,500円	0円	5,500円	1,100円	4,400円	2,750円	2,750円
緊急一時保護の母親	1,200円	0円	1,200円	250円	950円	600円	600円

※6泊7日の場合は、7日分の保護者負担額になります。

6. 利用の流れ

①～⑩の順番で手続きを行います。準備が整い次第、ご利用いただけます。



①必ず、利用申請する前に、電話等でお問い合わせをお願いします。

②「利用申請書（様式第1号）」を、速やかに提出してください。

③利用要件を確認するため、ヒアリングを実施します。

場合によっては、入院証明、診断書、事故証明、罹災証明等の提示を求めます。

④利用を決定する際、直近の課税状況等の確認を行います。転入等により本市で確認できない場合は、課税証明書等の提出を求めます。

⑤緊急時の対応等「利用承諾書」に同意いただきます。伝染病等の疾患を有するなど、健康状態によっては利用をお断りする場合があります。

⑦施設を利用するに当たり、施設の見学と注意事項等の説明を受けていただきます。

⑧施設までの送迎は、保護者の責任・負担において行ってください。

⑨利用料金（保護者負担額）、おやつ代等実費負担額は、利用が終了する期日までに施設に直接お支払いください。

7. その他

- ・アレルギー等食事に制限がある場合は、事前に申し出てください。
- ・他のお子さんと集団生活になる場合があります。着替えやタオル等、各自の持ち物（名前の記入も必要）が必要になります。
- ・利用期間中にお子さんが風邪やケガをされた場合は、原則として利用を中断し、お子さんを迎えに来ていただきます。ただし、施設の判断で医療機関の治療等を受ける場合がありますが、利用者が加入されている健康保険の利用で対応します。治療費など施設が立替えた費用は利用終了時に直接施設へお支払いください。

問い合わせ

子ども健康部こども家庭センター子ども家庭相談室
電話 0748-31-4001 FAX 0748-32-6518